

ブラッシュアップ判例・裁決例

関係会社間の非上場株式の譲受けと株式交換のスキームについて株式譲受けが低額譲渡に当たるとされた事例

明治学院大学法学部教授 渡辺 充

第1審：東京地裁令2（行ウ）第334号，令3・10・29判決（TAINS：Z888-2433）

控訴審：東京高裁令3（行コ）第281号，令4・4・14判決（TAINS：Z888-2448）

Brush up
point

本件は、関係会社間の非上場株式の譲受けと株式交換のスキームについて、その株式譲受けが低額譲渡に当たるとして、受贈益が認定された事例である。納税者敗訴の案件であるが、裁判所の判断のポイントは、次のとおりである。

- (1) 法人税法22条2項は、資産の低額譲受けの場合にも、当該資産には譲受時における適正な価額に相当する経済的価値が認められるため、当該資産の譲受けの対価の額と譲受時における資産の適正な価額との差額に相当する収益があると認識する旨を規定している。
- (2) 法人税法22条2項の収益の額の認定に当たり、契約内容全体に照らして解釈すべきであるとしても、資産の販売等に係る収益の額の認定は、同一の相手方又はこれとの間に支配関係等がある者との間で締結した複数の契約について、一定の場合に結合したものを一つの契約とみなして収益を認定する場合もあるが、このような場合を除き、個々の契約ごとに計上するのが原則である。
- (3) 本件株式譲渡契約と本件株式交換契約は、本件スキームの一環として行われたものであると認められることができるが、これらの契約が締結された時点では、本件各合意当事者は、いまだ支配関係にあるものではなかったと認められる。両契約は、取引の当事者、取引対象とする資産及び取引態様を異にする別個の取引であったといわざるを得ない。
- (4) 法人税法22条2項の収益の額の認定に当たり、契約内容全体に照らして解釈すべきであるとしても、本件株式譲渡契約に係る対価として、本件対価の額のほかに、別個の契約である本件株式交換契約に係る対価であるA社の株式88万3400株を、本件株式譲受けの対価と認めることはできない。

I 事実関係

[1] 本件は、平成27年11月1日付けで原告X社を合併法人として行った吸収合併の被合併法人であるC社が、X社の発行済株式の全部（以下、「本件株式」という。）を保有していたH社から本件株式を12億1000万円（以下、「本件対価の額」という。）で譲り受けたところ、処分行政庁Yは、本件対価の額は本件株式譲受けの日（平成27年3月30日）における適正な価額（以下、「本件株式の適正な価額」という。）に比して低額であること

から、本件対価の額と本件株式の適正な価額との差額は、法人税法22条2項の収益の額となる受贈益の額に当たり、これを同条1項の益金の額に算入すべきであるとして、平成30年7月27日付けでX社（合併法人）に対しC社（被合併法人）の平成27年2月18日から同年10月31日までの事業年度（以下、「本件事業年度」という。）の法人税に係る更正処分及びこれに伴う過少申告加算税の賦課決定処分等をしたところ、X社はこれら本件各更正処分等は違法であると主張して、その取消しを求めた事案である。

[2] 本件一連の取引（本件スキーム）について、登場各社と本件スキームを説明すると、次のとおりである。

(1) 当事者等

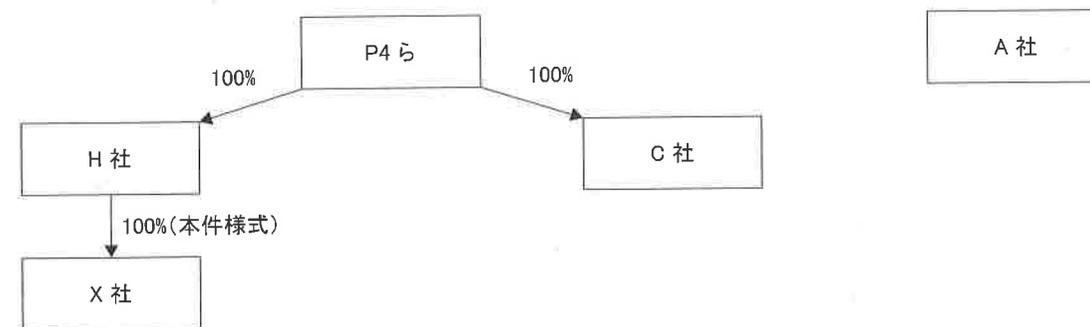
原告X社は、平成18年8月8日に設立されたインターネット・携帯電話網等の情報処理通信網を利用したマーケティング・広告宣伝・商品の発注・物流・代金決済・管理等のサービス業務等を目的とする法人である。

H社は、英領ヴァージン諸島を本店所在地として設立された外国法人である。H社は、本件株式譲受けがされるまでX社の発行済株式の全部（X社の発行済株式総数は437株）を保有していた。H社の発行済株式は、P4及びP5（以下、P4と併せて「P4ら」という。）が2分の1ずつ保有していた。

C社は、平成27年2月18日に設立された有価証券の取得及び保有等を目的とする株式会社である。C社の設立当時の発行済株式総数は200株であり、X社の代表取締役であるP1がその全部を保有していたが、同月21日にP1は、上記発行済株式の全部をP4らに100株ずつ譲渡した。なお、C社は、平成27年11月11日付けでX社に吸収合併された。

A社は、平成14年10月30日に設立されたスマートフォン、タブレット向けのモバイルコンテンツの企画、開発及び運営並びにオンラインゲームの配信及び運営を目的とする株式会社である。なお、A社は、平成25年7月16日以降、ジャスダック市場に上場している。

本件スキーム(平成27年3月30日)前



(2) 本件確約書に係る合意内容

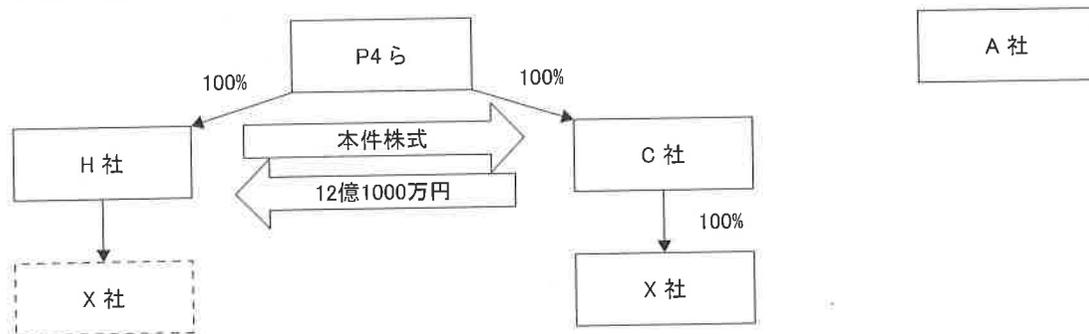
P4らは、A社代表者との間で、平成27年2月26日付けで本件スキームに係る確約書を作成し、H社が保有していた本件株式をA社が取得するに当たり、以下のとおり合意した。

A社は、X社の企業価値を30億2000万円と評価するものとし、30億2000万円相当の現金

等価物（うち現金は最低12億1000万円とする）をP4らに本件株式の対価として引き渡すものとする。なお、現金部分はH社を経由して引き渡すことをP4らは了承するものとする。

A社によるH社保有の本件株式の取得形態は、まず、P4らによって設立又は所有される特別目的会社（C社）が本件株式を12億1000万円にて取得し、その後、A社は当該特別目的会社（C社）の普通株式全株をA社の株式（18億1000万円相当額）と株式交換することにより、実質的にX社をA社の子会社にするものとする。

本件株式譲受け(平成27年3月30日)



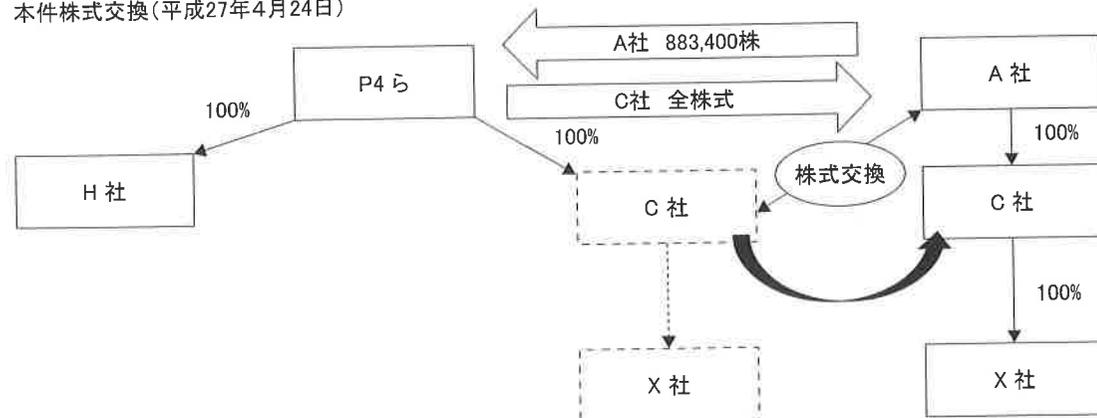
(3) 本件基本合意書に係る合意

A社、C社、H社、X社及びP4らは、平成27年3月2日付けで基本合意書を作成し、C社の株式及び本件株式について、以下のとおり合意した（以下、本件基本合意書の各当事者を総称して「本件各合意当事者」という。）。

本件各合意当事者は、C社の株式及び本件株式をA社が直接・間接を問わず全て取得し、C社をA社の完全子会社とし、X社をC社の完全子会社とするスキームが、以下のとおりであることを相互に確認する。

A社及びC社は、平成27年3月2日又は別途本件各合意当事者で合意した日に、A社を株式交換完全親会社、C社を株式交換完全子会社とする株式交換契約を別途締結し、A社は、同契約に基づきC社の株式の全部を取得する。

本件株式交換(平成27年4月24日)



H社及びC社は、平成27年3月30日をめどとして、本件株式に関する株式譲渡契約を締結し、H社は、同契約に基づき、本件株式をC社に譲渡し、C社はこれを譲り受けるものとする。

本件各合意当事者は、C社の株式及び本件株式の価値算定方法としては、収益還元方式によることを基本とし、収益還元方式によって得られたC社株式及び本件株式の本件基本合意書締結日現在の価値につき、C社の株式は1株当たり1248万6203円から1658万3137円、本件株式は1株当たり843万7622円から1031万2649円であることを相互に確認する。なお、この金額は、平成27年2月27日付けで第三者算定機関であるT社により算定を受けた金額を基に算出されたものである。

本件各合意当事者は、上記の株式の価値を前提に、株式交換契約における株式交換比率及び株式譲渡契約における株式譲渡対価を定めるものとする。A社及びC社は、C社の株式1株に対して、A社の普通株式4417株を割り当て交付する。A社は、株式交換に際して、A社の普通株式88万3400株を新たに発行する。

C社及びH社は、平成27年3月30日をめどとして、株式譲渡契約を締結し、C社は本件株式の全部を、譲渡対価12億1000万円を上限としてH社から取得するものとする。

(4) 本件株式譲渡契約

C社は、H社との間で、平成27年3月30日付けで株式譲渡契約書を取り交わし、C社がH社から同日をもって本件株式を12億1000万円で譲り受ける旨の契約を締結し、本件株式譲渡契約に基づき、本件株式をH社から譲り受けた。なお、本件株式譲受けが行われた日（平成27年3月30日。以下、「本件株式譲受日」という。）におけるA社の株式のジャスダック市場の終値は、1株当たり1489円であった。

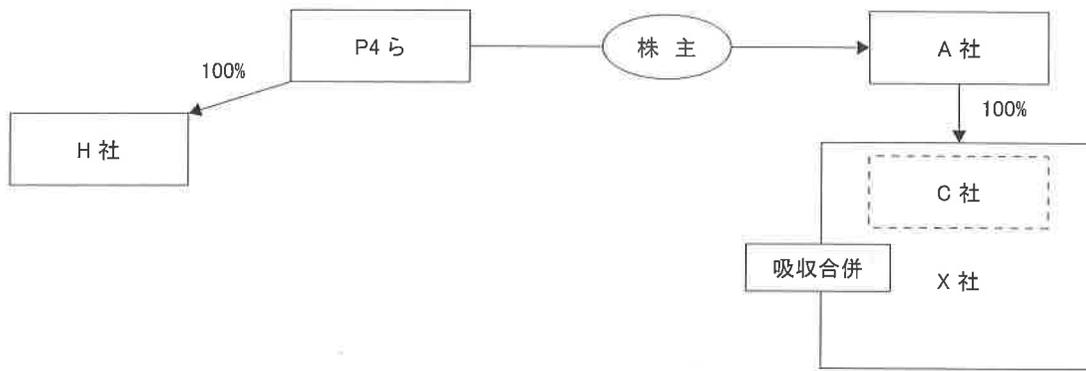
(5) 本件株式交換

A社及びC社は、平成27年3月2日付けで株式交換契約書を取り交わし、A社を株式交換完全親会社、C社を株式交換完全子会社、同年4月24日を株式交換の効力発生日として株式交換をする旨の株式交換契約を締結した。A社は、本件株式交換契約に基づき、C社の全株式を取得するとともに、これに代わりC社の株主であるP4らに対し、A社の株式88万3400株（P4らが保有するC社の株式の数200株に本件株式交換に係る株式交換比率4417を乗じて算出した株式の数）を割り当て交付した。

(6) 本件合併

X社及びC社は、平成27年8月26日付けで吸収合併契約書を取り交わし、X社が同年11月1日付けでC社を吸収合併し、C社の権利義務の全部を承継する旨の吸収合併契約を締結した。X社は、同日、本件合併契約に基づきC社を吸収合併し、C社の権利義務の全部を承継するとともに、X社の商号変更をした。

本件合併(平成27年11月1日)後



II 主たる争点と当事者の主張

本件の争点はいくつかあるが、本稿では、本件対価の額と本件株式の適正な価額との差額を受贈益の額として益金の額に算入すべきか否かという点についてのみ取り上げる。当事者の主張は、次のとおりである(なお、第1審判決でX社は敗訴し控訴したが、控訴審における主張は、本稿では省略する。)

| 納税者の主張 | 税務当局の主張 |
|--|--|
| <p>① Yは、法人税法22条2項について、資産の低額譲受けの場合には、常に資産の対価と適正な価額との差額の全額がそのまま受贈益の額に当たり、これが益金の額に算入されるという解釈を前提としているが、このような解釈は誤っている。</p> <p>受贈益の額は、資産の対価と適正な価額との差額のうちの「実質的に贈与を受けたと認められる金額」に限られると解される。このことは、法人税法22項2項の立案過程から、資産の低額譲受けの場合、常に資産の対価と適正な価額との差額の全額が収益の額となる受贈益の額とされるのではなく、その差額のうち贈与を受けたと認められる金額があるときに限り、その金額が受贈益の額とされると解されていたことを確認することができる。</p> <p>また、資産の低額譲渡等における寄附金の額について定めた法人税法37条8項は、資産の対価と適正な価額との差額のうち、「実質的に贈与をしたと認められる金額」のみが寄附金の額になると規定し、同様に、資産の低額譲受け等における受贈益の額について定めた法人税法25条の2第3項も、資産の対価と適正な価額との差額のうち「実質的に贈与……を受けたと認められる金額」のみが受贈益の額となるとされていることから裏付けられている。</p> | <p>① 法人税法22条2項は、適正な価額よりも低い対価をもってする資産の譲受けの場合であっても、譲受けの時点において、当該資産の適正な価額に相当する経済的価値の実現が認められることは、無償による資産の譲受けの場合と同様であることからすれば、資産の低額譲受けの場合であっても、当該資産の適正な価額に相当する経済的価値が収益の額として益金の額に算入される旨を明らかにしている。</p> <p>本件においては、第三者算定機関の本件株式の評価は36億円を上回るとされており、本件各合意当事者において、本件株式の価額が25億2538万2600円(本件対価の額12億1000円+A社株式88万3400株に1489円を乗じた金額である13億1538万2600円)と評価されていたことからすれば、本件株式の適正な価額は、少なくとも25億2538万2600円を下回るものではなく、同金額を本件株式の適正な価額とみることに合理性があった。</p> <p>そこで、資産の低額譲受けの場合であっても、当該資産の適正な価額に相当する経済的価値を収益の額として益金の額に算入すべきであるところ、C社及びH社は、本件基本合意書に基づき本件株式譲渡契約を締結し、本件対価の額(12億1000万円)は、本件株式の適正な価額(25億2538万2600円)に比して低額であるから、本件株式譲受けは資産の低額譲受けに当たる。したがって、本件差額である13億1538万2600円は受贈益に当たり、本件事業年度の益金の額に算入される。</p> |

- ② Yが行った本件各更正処分等には、重大な事実誤認がある。本件基本合意書に、本件株式譲受け及び本件株式交換を順次実施し、もってC社をA社の完全子会社及びX社をC社の完全子会社とするとあることから分かるとおり、本件株式譲受けと本件株式交換は、本件スキームの中で一体的に行われているのであって、別個独立に行われているわけではない。
- ② X社は、本件スキームにおける本件株式譲受けと本件株式交換とは一体の取引であって、各取引において本件株式の時価相当額25億2538万2600円で取引されているのであるから、各取引において各当事者が贈与をしたり、贈与を受けたりすることはないと主張するが、本件株式譲受けと本件株式交換は、取引の当事者、取引の対象となる資産及び取引形態が異なる別々の取引である。仮に、本件株式譲受けと本件株式交換が本件スキームに基づいて一体の取引として行われたとしても、これらの各取引を一体として、各当事者の所得金額を計算すべきとする法的根拠はない。

P4らとA社は、P4らがH社を通じて保有していた本件株式を手放す対価について、本件株式の適正な価額を本件株式譲受けによって交付される現金12億1000万円と本件株式交換によって交付されるA社の株式88万3400株の本件株式譲受日の時価相当額との合計額とすると合意して本件株式譲受けと本件株式交換を行った。このため、本件株式譲受けだけを根拠にC社がH社に対し、現金12億1000万円に加えてA社の株式88万3400株の本件株式譲受日の時価相当額である13億1538万2600円を支払わなければならない(当該金額がH社からC社への贈与となる。)などということもあり得ず、本件株式譲受けによってC社がH社から13億1538万2600円の贈与を受けたとする本件法人税更正処分の事実認定は誤っている。

したがって、本件において受贈益の額として益金の額に算入されるべき金額がないにもかかわらずその旨事実認定をし、これを基礎とする本件各更正処分等には、重大な事実誤認があり違法である。

- ③ 資産の低額譲受けの場合に、法人税法22条2項の収益の額として益金の額に算入される受贈益の額となる資産の対価と適正な価額との差額のうち、「実質的に贈与を受けたと認められる金額」は、「全契約内容」に従って判断されるべきである。
- ③ 本件株式の適正な価額が25億2538万2600円であること、本件対価の額が12億1000万円であることは当事者間に争いが無いのであるから、本件対価の額と本件株式の適正な価額との差額が受贈益の額として益金の額に算入されることになる。

本件においては、本件スキーム及びそれに関する本件基本合意書並びにこれに基づく本件株式譲渡契約、本件株式交換契約及び本件合併契約の「全契約内容」に従って「実質的に贈与を受けたと認められる金額」のみを受贈益の額として益金の額に算入しなければならない。本件株式譲渡契約は本件スキームの一部であり、これに基づく本件株式譲受けは、本件スキーム上、その後連なる本件株式交換及び本件合併と切り離して考える必要はないものである。そして、本件株式譲渡契約の内容はもとより、本件基本合意書、本件株式交換契約及び本件合併契約の内容まで詳細に確認してみても、これらの契約の当事者間で贈与をしたり贈与を受けたりすることがあると解することはできない。

以上によれば、「実質的に贈与を受けたと認められる金額」は、「全契約内容」に従って定めるべきであるという解釈の下、本件スキームに係る「全契約内容」に照らして本件株式譲受けに当てはめる限り、本件株式交換がされたから、「実質的に贈与を受けたと認められる金額」がどこにも

X社は、法人税法22条2項の解釈について、資産の低額譲受けがあった場合に、益金の額に算入すべき受贈益の額は「実質的に贈与を受けたと認められる金額」に限られる旨の主張をするが、そのような限定をする理由はない。仮に、X社が主張するように「実質的に贈与を受けたと認められる金額」に限られるとしても、上記のとおり本件株式譲受けにより13億1538万2600円の差額が生じている以上、当該差額が「実質的に贈与を受けたと認められる金額」に該当する。

したがって、本件事実関係の下においては、本件株式譲受けにおいて、本件対価の額と本件株式の適正な価額との差額は、受贈益の額に当たり益金の額に算入すべきことになるから、X社の主張には理由がない。

なく、したがって、本件株式譲受けにおいてC社には、受贈益の額は無い。

III 判決の要旨

[1] はじめに、東京地裁は、法人税法22条2項と低額譲受けとの関係につき、最高裁三小平成7年12月19日判決を引用し*1、「低額譲受けの場合にも、当該資産には譲受時における適正な価額に相当する経済的価値が認められるところ、たまたまそのうちの一部のみについて対価が現実に支出されたからといって対価の額と適正な価額との差額部分の収益が認識され得ないものとするれば、無償譲受けの場合との間の公平を欠くことになるから、その趣旨からして、この場合に益金の額に算入すべき収益の額は、当該資産の譲受けの対価の額と同資産の譲受時における適正な価額との差額であると解される」と判示し、「本件株式譲受けに係る受贈益の額は、本件対価の額である12億1000万円と本件株式の適正な価額である25億2538万2600円との差額である13億1538万2600円であるというべきであるから、これを本件株式譲受けに係る受贈益の額と認定して益金の額に算入するのが相当である。」とした。

[2] 次に、X社が主張した受贈益の額は、資産の対価と適正な価額との差額のうちの「実質的に贈与を受けたと認められる金額」に限られるとする主張については、法人税法22条2項の解釈として、「これを『実質的に贈与を受けたと認められる金額』に限定して解釈すべき理由はないというべきである。」とし、さらに、法人税法37条8項の寄附金との関係については、「同法22条2項の収益の額は、前記のとおり資産の譲受時の適正な価額をもって認識されるべきものであるから、贈与を受けた側においては、贈与をした側の費目が寄附金であっても交際費等であっても、収益の額となることに何ら変わりがないものとされている。そうすると、法人税法における寄附金の額の認定の問題と、同法22条2項に基づく収益の額の認定の問題は、基本的に別個のものというべきであるから、同法37条8項を根拠とするX社の上記主張は採用することができない。」とした。

さらに、法人税法25条の2第3項（完全支配関係がある場合の法人間の受贈益）との関係については、「法人税法25条の2第3項は、飽くまで内国法人が他の内国法人との間に完全支配関係がある場合に限定して、同条1項において益金不算入とされる受贈益についてその額を定めている規定であり、同条3項は、同法22条2項にいう『別段の定め』に該当するものである*2。そして、前記前提事実によれば、本件株式譲渡の時点において、H社とC社とは完全支配関係にはなかったと認められるのであるから、本件において法人税法25条の2第3項が適用される余地はないというべきであるし、同項が同法22条2項に

いう『別段の定め』に該当する以上、このような特則の規定から遡って益金算入に関する一般的規定である同項を解釈する根拠とするのは妥当ではない。」と判示した。

なお、次の証拠から、本件において「実質的に贈与を受けたと認められる」部分があると認定している。すなわち、「C社は、本件株式を取得するに当たり、本件対価の額と同額の12億1000万円を借入れていることが認められ、本件株式以外には資産がなく、その時点でのC社の純資産額は資本金と同額の1000万円であったことが認められる。そして、前記前提事実のとおり、本件株式譲受後にされた本件株式交換契約において、A社の株式88万3400株（本件株式譲受日における時価相当額13億1538万2600円）がC社の全株式との交換の対価として、C社の株主であるP4らに対し交付されていることが認められるが、上記のとおりC社の純資産額は1000万円しかなかったのであるから、A社の株式88万3400株がP4らへの本件株式交換の対価とされたことは、本件株式譲受けにおいて、C社が本件対価の額12億1000万円と本件株式の適正な価額25億2538万2600円との差額13億1538万2600円も含めてH社から実質的に贈与を受けたことを示しているというべきである*3。そうすると、仮に、受贈益の額は、資産の対価と適正な価額との差額のうちの『実質的に贈与を受けたと認められる金額』に限られると解する余地があるとしても、上記事実関係からすれば、本件株式譲受けにより、C社は本件対価の額と本件株式の適正な価額との差額13億1538万2600円を『実質的に贈与を受けたと認められる』から、X社の前記主張はこの点からも採用することができない。」

[3] 最後に、X社は、本件スキームを全体としてながめ、「全契約内容」に照らして本件株式譲受けを考えると、本件株式交換がされたから「実質的に贈与を受けたと認められる金額」はどこにもなく、本件株式譲受けにおいて、C社には受贈益の額は無い旨主張したが、この点につき、次のとおり判示した。

「法人税法22条2項の収益の額の認定に当たり、契約内容全体に照らして解釈すべきであるとしても、法人税の取扱いにおいては、資産の販売等に係る収益の額の認定は、同一の相手方又はこれとの間に支配関係等がある者との間で締結した複数の契約について、一定の場合に結合したものを一つの契約とみなし収益を認定する場合もあるが、このような場合を除き、個々の契約ごとに計上するのが原則であると解される（法人税基本通達2-1-1参照）。前記前提事実によれば、本件株式譲渡契約と本件株式交換契約は、本件スキームの一環として行われたものであると認められることができるが、これらの契約が締結された時点では、本件各合意当事者は、いまだ支配関係にあるものではなかったと認められる。また、前記前提事実によれば、本件株式譲渡契約は、H社とC社を当事者として、本件株式を本件対価の額で譲渡するものであったのに対し、本件株式交換契約は、C社とA社を当事者として、C社の全株式とA社88万3400株とを交換するものであり、かつ、本

*1 本件控訴審判決でも、「平成7年最高裁判決は……資産を低額で譲渡した者に対する課税の是非が争われた平成7年最高裁判決のような事案に限らず、資産を低額で譲り受けた者に対する課税の是非が争われている本件にも妥当するというべきである。」と判示している。

*2 本件控訴審判決では、「法人税法22条2項に同法25条の2第3項のような定めが設けられなかったことは、完全支配関係のない内国法人間の資産の低額譲渡等により生じた受贈益の額については、当該対価の額と同資産の譲受時における適正な価額との差額のうち実質的に贈与又は無償の供与を受けたと認められる金額に限ることなく、上記差額をもって同法22条2項が規定する収益の額とすることを前提としているものと解される。」と判示した。

*3 控訴審判決では、次のとおり説明している。「仮に、本件株式の適正な価額25億2538万2600円と本件対価の額との差額である13億1538万2600円について実質的な贈与が行われていないものと解した場合には、本件株式交換契約当時のCの純資産額は、資産（本件株式）12億1000万円と負債（借入金）12億1000円とが相殺される結果、資本金の額である1000万円のみとなる。それにもかかわらず、上記のとおり、A社が、本件株式交換契約に基づき、C社の株主であったP4らに対し、C社の全株式の対価として13億1538万2600円に相当するA社の株式88万3400株を交付していることは、本件株式譲受けにより13億1538万2600円の受贈益が資産として発生していることになる。」

件株式交換契約の対価であるA社の株式の交付を受けたのはP4らであったことが認められるところ、これによれば両契約は、取引の当事者、取引対象とする資産及び取引態様を異にする別個の取引であったといわざるを得ない。そうすると、法人税法22条2項の収益の額の認定に当たり、契約内容全体に照らして解釈すべきであるとしても、本件株式譲渡契約に係る対価として、本件対価の額のほかに、別個の契約である本件株式交換契約に係る対価であるA社の株式88万3400株を、本件株式譲受けの対価と認めることはできない。」

〔4〕なお、第1審で敗訴したX社は控訴したが、控訴審も第1審判決を支持し、X社敗訴とした（控訴審における判断で参考となる部分については、上記のとおり脚注1～3で追加した。）。

IV 解 説

〔1〕筆者は、本判決に基本的に賛成であるが、判示につき若干見解が異なる点があるので、まずその点を解説する。

本件では、いわゆる低額譲受けにつき、法人税法22条（以下、単に「22条」という。）2項の解釈では、資産の低額譲受けがあった場合に、益金の額に算入すべき受贈益の額は、「実質的に贈与を受けたと認められる金額」に限られるか否につき争点となっており、東京地裁は、上記のとおり、法人税法37条（以下、単に「37条」という。）の寄附金との関係につき、法人税法における寄附金の額の認定の問題と、22条2項に基づく収益の額の認定の問題は、基本的に別個のものというべきであるから、37条8項を根拠とするX社の主張は採用することができないと判示した。

22条2項については、判決にもあるが、昭和40年度の法人税法全文改正の際に、その法案の国会への提出前の立案過程において、昭和38年B案42条として、著しく低い価格の対価により資産を譲渡した場合に、当該資産の時価と当該対価の額の差額に相当する金額のうち贈与をしたものと認められる部分の金額があるときは、当該贈与をしたものと認められる部分の金額を益金の額に算入する旨の規定が検討された。しかし、同案は、あくまで立案過程での一案にとどまり、実際には同案で検討された文言が現行22条2項に反映されることはなかった。

しかし、筆者は、22条はいうまでもなく法人税法の基本規定であるが、この2項については、37条の寄附金規定と合わせて解釈する必要があると考えている。すなわち、本来、37条は22条3項の損金の額に関する別段の定めとして位置づけられるが、37条は22条2項の「無償による資産の譲渡又は役務の提供」の解釈と密接に関係し、22条2項の「貸方・収益」の反対科目として「借方・寄附金」が同時に位置づけられる。この22条2項により無償による資産の譲渡等が収益として益金の額に算入されることについては、一般に、①有償取引同視説、②同一価値移転説、③キャピタル・ゲイン課税説、④適正所得算出説の4つがあるが、いずれの説においても、借方は寄附金として捉えられるのである。22条2項は無償による資産の譲渡等の場合に当然に時価によって収益の額を認識するとはどこにも書いていないが*4、むしろ37条7項、8項の規定の適用によって、22条2項は、適正な価

額を意識することができる。すると、37条8項は、「当該対価の額と当該価額との差額のうち実質的に贈与又は無償の供与をしたと認められる金額は、前項の寄附金の額に含まれるものとする。」と規定しているのであるから、低額譲渡又は高額譲受けにおいて差額が発生することについて、経済的合理性が認められ、実質的に贈与を受けたと認められない部分があるときは、22条2項の益金の額には算入されないと考えるのである。

したがって、東京地裁が、「法人税法における寄附金の額の認定の問題と、同法22条2項に基づく収益の額の認定の問題は、基本的に別個のものというべきであるから、同法37条8項を根拠とするX社の上記主張は採用することができない。」と判示した部分については、筆者は賛成できない。むしろ、問題は、両規定の整合性をとった上で、本件差額が発生することの経済的合理性の有無が問題とされるべきである。つまり、本件株式譲渡契約と本件株式交換契約は、本件スキームの一環として行われたものであることを前提とし、組織再編にともなう本件スキームにおいて本件差額が発生することの経済的合理性、制度的妥当性を問題とすべきであり、まるで門前払いをするかのように、本件差額は当然に22条2項の解釈から益金の額に算入されるとする姿勢には問題があると考えられるのである。

〔2〕ところで、次に問題は、本件差額が発生することの経済的合理性と現行制度における適法性の問題である。本件でなぜこのようなスキームがとられたかについては、当事者ではないので明確な理由は定かでないが、本件は、ジャスダックに上場するA社が、本件X社株式を全株取得するために行われたものであり、P4らが所有する2社のうち、H社が外国法人であることがまず問題となっている。すなわち、たとえばX社株式とA社株式の交換をストレートに行うとすると、外国法人H社が「事業譲渡類似株式」*5を譲渡したときは、それは国内源泉所得となり（法人税法施行令178①四口）、時価によりわが国の法人税が課税されることになる。そこで、時価課税を避けるため、H社は外国法人であるため37条の規定が及ばないところから、本件株式につきいったん低額譲渡をし、その後で適正時価を確保するため、合計した経済的利益の額を維持しつつ、本件株式交換を行ったのではなかろうか。すなわち、本件スキームは、この低額譲渡による含み益の課税回避がそもそもの根源であると思われる。

組織再編を利用して、その中で発生する株式の含み益について課税を回避する方法はいろいろ考えられており、一連の各取引に経済的合理性があり、それが現行制度上認められるものであれば、当然その時点での課税は回避できる。そこで、本件スキームでは、低額譲受けを前提としつつも、「全契約内容」に照らして本件株式交換がされたことから「実質的に贈与を受けたと認められる金額」は発生しないとX社は主張したのである。

このように、あらかじめ次の行動が予定されている場合に、低額譲渡による経済的利益

*4 平成30年（2018）の企業会計における「新収益認識基準」の制定に伴い、法人税法も同年、法人税法22条の2（収益の額）を新設し、その第4項と第5項は「収益の額」について、「引渡しの時における価額」、「通常得べき対価の額」として、はじめて時価で収益を認識することを明定した。

*5 事業譲渡類似株式とは、日本法人株式の譲渡に関して、次の①「所有株式数要件」及び②「譲渡株式数要件」を共に満たすものをいう。①「所有株式数要件」……譲渡事業年度終了の日以前3年以内のいずれかの時点で、当該内国法人の発行済株式等の25%以上を有すること。②「譲渡株式数要件」……譲渡事業年度において、当該内国法人の発行済株式等の5%以上を譲渡すること。

につき課税しなくて差し支えないという例に、「ピーエル農場事件」(大阪高裁昭59・6・29判決)がある。この事件は、M社が所有する土地(時価6億188万890円)を関連会社であるピーエル農場へ1億7348万8535円で譲渡し、ピーエル農場はさらに関連会社であるF社に直ちに2億2622万4395円で譲渡し、さらにF社は訴外K鉄道に当該土地を時価で譲渡するというグループ間における欠損補填のための(ピーエル農場、F社ともにM社の傘下の法人で欠損法人)土地転がしの案件である。この事件で、税務当局は当該土地の時価を認識した上で、ピーエル農場に対してM社からの受贈益4億2839万2355円を認定するとともに、F社への転売についても対価の差額3億7565万6495円を実質的に贈与したものと寄附金と認定する更正処分を行った。第1審の大阪地裁は、税務当局の主張を認めたが、控訴審の大阪高裁は、次のとおり判示し、ピーエル農場の逆転勝訴とした。「時価とは何も特約のない場合の時価であるところ、右主張(筆者注:税務当局の主張)は売買契約に前記のような転売特約があることを無視しているから、採用することはできない。」「法人税法22条2項の収益の額を判断するに当たって、その収益が契約によって生じているときは、法に特別の規定がない限り、その契約の全内容、つまり特約をも含めた全契約に従って収益の額を定めるべきものである。」「本件においては、租税回避を計ったものはM社であるが、ピーエル農場は本件土地の買受、売買を行ったことにより自らの法人税額が減少する訳のものではないから、右売買に際し、自らの法人税を回避する目的があったとすることはできない。」すなわち、特約を含めた契約の全内容をみて、22条2項の益金の額が判断されるとしたのである。

[3]しかし、以上のようなピーエル農場事件の考え方があったとしても、たとえば品川論文は、本件事件の評釈につき、ピーエル農場事件を紹介しつつも、「本件においては、K社(筆者注:本稿におけるC社)の低額による本件株式譲受けも、関係会社間の約定に基づいて定められた価額によって行われたものであるから、その点では、前掲大阪高裁判決(筆者注:ピーエル農場事件)のような考え方を適用できないこともないと考えられる。また……近年の法人税法は、グループ会社間等における取引について所定の条件の下に損益を認識しない(繰り延べる)条項を多く定めているので、それらとのバランスも考えさせられるところがある。」「*6と指摘し、本件のスキームは、本件基本合意書によって一連の流れが把握され、個々の段階を経て、所期の目的が達成されるように組まれたもので、納税者の全契約構想に一定の理解を示している。しかし、結論として、「本件のような関係会社間等の取引についても、法人税法22条2項の例外として損益を認識すべきではないのではないかという考えがあっても不思議ではない。それに釘をさしたという点で、本判決の意義がある。」「*7とし、本判決に賛成している。

筆者も、本件にはピーエル農場事件の考え方は適用できず、現行法制度においては、他の例外的な収益認識基準があったとしても、本件株式譲渡契約と本件株式交換契約は、これらの契約が締結された時点では、収益認識に関する本件各合意当事者は、いまだ支配関係にあるものではなく、一体課税する根拠はないのであり、個別法人単位で課税が行われ

ることに妥当性があると考ええる。

低額譲受けについて、実質的に贈与を受けたと認められるか否かにつき、取引の全契約内容に従って経済的合理性が認められれば、それは税法上も是認されるものであると考えられるが、その全契約内容についても、税法が制度として予定している適用範囲内(たとえば一定の支配関係の充足がある場合の収益認識)であれば有効となるが、制度を超えて特例的な処理を認めることはできないのは当然であり、本件は、22条2項の解釈にあたり、当たり前の判決が下されたに過ぎないといえる。

〔わたなべ・みつる〕

*6 品川芳宣「関係会社間の非上場株式の譲受けと受贈益の認定」(T&A master, No.921.35頁)

*7 品川・前掲*6・35頁